4．貸倒引当金の計上基準
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定以外の勘定
　賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計上しております。
⑵　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定
　役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
6．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
⑴　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定以外の勘定
　退職一時金については、運営費交付金により国から財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　厚生年金基金から支給される年金給付については、厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して運営費交付金により国からの財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して算定しております。また、厚生年金基金制度に係る増加見積額については、年金債務に係る事業年度末の退職給付見積額から前期末退職給付見積額を控除して算定しております。
⑵　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定
　役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
　過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
　数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
　なお、行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額における、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して算定しております。
7．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準
　納付金関係業務引当金として、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」（平成15年厚生労働省令第147号）第11条に基づき、翌事業年度以後の事業年度における納付金関係業務に備えるための引当金を計上しております。
　当該引当金への繰入及び戻入収益は、独立行政法人会計基準に基づき、臨時損益に区分して表示するものとされております。
8．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券
　償却原価法（定額法）
9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
　都道府県に所在する施設で国及び地方公共団体から借り受けている財産のうち、土地・建物及び土地に定着している工作物については法律等から算出した使用料を、その他の財産は減価償却相当額を計上しております。
⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
　平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。
10．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。
11．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
12．重要な会計方針の変更
　改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、割引率の決定方法を役職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
　また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっても同様の変更を行っております。なお、割引率変更の要否の判断にあたっては重要性基準を適用しており、当事業年度期首においては従来の方法に基づいた場合と同一の割引率を適用しております。
　この変更の結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。
　また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、従来の割引率決定方法を継続して適用した場合と比較して5,744,214,707円減少しております。

注記事項

〔貸借対照表関係〕
・運営費交付金により国からの財源措置として充当されるべき賞与の見積額
　2,188,541,071円
・運営費交付金により国からの財源措置として充当されるべき退職給付の見積額
　121,806,164,266円

〔損益計算書関係〕
・ファイナンス・リースが損益に与える影響額は、16,580,234円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,462,050,133円であります。
・業務費　人件費の内訳

給与及び手当	23,407,736,581円
法定福利費（職員）	4,219,470,096円
退職手当（職員）	2,824,211,687円

・その他の業務費のうち主要な費目及び金額

謝金	9,830,212,430円
租税公課	4,145,737,464円
雑役務費	3,262,215,832円
賃借料	3,167,318,123円
消耗品費	1,922,558,234円